

戸塚区と横浜薬科大学との連携協力に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、戸塚区及び横浜薬科大学（以下「両者」という。）が、互いに有する資源を活用し、積極的に連携協力することにより、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条に定める目的を実現するため、教育、保健医療、文化、地域の活性化等の分野において、次に掲げる事項を誠意をもって連携協力するものとする。

- (1) 両者の知的、人的及び物的資源の活用に関すること。
- (2) 区民の健康増進に関すること。
- (3) 地域保健医療に関すること。
- (4) 災害時における相互協力に関すること。
- (5) その他両者が協議により必要と認めること。

2 前項に掲げる事項の具体的な内容は、両者が協議のうえ定めるものとする。

(連携協力の推進)

第3条 両者が行う連携協力は、当該案件に応じた両者の担当部署において計画的かつ積極的に推進するものとする。

2 前条に定める事項の円滑な推進を図るため、両者による連絡協議会を設置する。

(経費)

第4条 第2条第1項に掲げる事項の実施に要する経費の負担については、両者協議のうえ定めるものとする。

(情報保護)

第5条 両者は、本協定に基づき知り得た情報について、事前に相手方の承諾を得た情報以外は第三者に対して開示し、または漏洩してはならない。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、両者のいずれからも別段の申し入れがないときは、さらに3年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議のうえ定めるものとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、両者が誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名のうえ、各自1通を保有する。

平成29年8月20日

横浜市戸塚区戸塚町16番地17
横浜市
戸塚区長

横浜市戸塚区俣野町601
横浜薬科大学
理事長